

札人委調第 835 号  
平成 27 年(2015 年)12 月 22 日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌市人事委員会  
委員長 大 塚 龍 児

### 札幌市職員の退職管理に関する規則の運用について（通知）

札幌市職員の退職管理に関する規則（平成 27 年人事委員会規則第 12 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、標記の件について、下記のとおり定めましたので、通知します。

#### 記

#### 1 規則第 9 条第 4 号の人事委員会が別に指定するもの

規則第 9 条第 4 号の人事委員会が別に指定するものは、札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱（昭和 60 年 8 月 24 日市長決裁）第 2 条第 1 項に規定する指定団体（公益法人等への札幌市職員の派遣等に関する規則（平成 14 年人事委員会規則第 1 号）別表 1 及び別表 2 に掲げる法人を除く。）とする。

#### 2 規則第 17 条の人事委員会が定める額

規則第 17 条の人事委員会が定める額は、営利企業（法第 38 条第 1 項に規定する営利企業をいう。）以外の法人の地位に就いた日から起算して 1 年間につき、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 3 項第 1 号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第 86 条第 2 項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

#### 3 規則第 19 条第 1 項の人事委員会が定める方法

規則第 19 条第 1 項の人事委員会が定める方法は、市政刊行物コーナーでの閲覧によるものとする。

#### 4 規則第 19 条第 3 項第 2 号に規定する人事委員会が別に定める者及び人事委員会が別に定める日

規則 19 条第 3 項第 2 号の人事委員会が別に定める者は、離職後に、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人の常勤の役員に就任した者とし、同号の人事委員会が別に定める日は、当該常勤の役員として在任する期間の末日とする。